**大阪府研修修了要件取扱要領（処遇改善等加算Ⅱ）**

**【認定こども園・幼稚園】**

**１　処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件に該当する研修（証拠書類がある限り受講年度は問わない）**

認定こども園及び幼稚園の職員が受講すべき研修は、幼保連携型認定こども園教育・保育要

領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて教育及び保育の質（幼稚園においては、幼

稚園教育要領等を踏まえて教育の質）を高めるための知識・技能の向上を目的とし、かつ、以下（１）～（７）に該当する研修とする。

**（１）都道府県または市町村（教育委員会を含む）が実施する研修**

（例：大阪府教育センターが実施する研修（ただし、幼稚園新規採用教員研修は除く。））

**（２）大阪府が適当と認める認定こども園関係団体・幼稚園関係団体・保育関係団体が実施する**

**研修**

**（３）大学等（大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関若しくは免許状更新講習開設者又は独立行政法人教職員支援機構若しくは独立行政法人国立特別支援教育総合研究所をいう。）が実施する研修**

**（４）その他大阪府が適当と認める者が実施する研修**

**（５）認定こども園又は幼稚園が企画・実施する園内における研修**

※ 下記２※４の研修要件を満たすもの。ただし、加算認定自治体において、個々の研修についてあらかじめ認定しない。

**（６）免許状更新講習開設者が実施する免許状更新講習**

下記の証明書の種類に応じて、研修時間欄に記載の時間数を修了した研修時間とする。

なお、受講した免許状更新講習等の研修内容がマネジメント分野に該当する場合、該当時

間分をマネジメント分野の研修を受講した時間数とする。

ア　免許状更新講習

|  |  |
| --- | --- |
| 証明書の種類 | 研修時間 |
| 大学等が発行する「更新講習修了書（履修証明書）」 | 書類記載の時間数 |
| 教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」または「改正法附則第２条第３項第３号の確認証明書」 | １証明書３０時間 |

イ　免許法認定講習（いわゆる上進講習）

|  |  |
| --- | --- |
|  証明書の種類 | 研修時間 |
| 大学等が発行する「学力に関する証明書」 | 取得単位数×１５時間 |
| 教育委員会が発行する上位の免許状（例：一種免許） | １５０時間 |

ウ　免許状更新講習の受講免除者

|  |  |
| --- | --- |
| 証明書の種類 | 研修時間 |
| 教育委員会が発行する「免許状更新講習免除証明書」 | ３０時間 |

**（７）保育士等キャリアアップ研修**

大阪府研修受講要件取扱要領（処遇改善等加算Ⅱ）【保育所・地域型保育事業所】に準じ、中核リーダーを副主任保育士に、若手リーダーを職務分野別リーダーに読みかえるものとする。ただし、幼稚園については、「乳児保育」分野その他の保育所等に係る内容に特化した研修を除く。また、認定こども園及び幼稚園における保育実践研修については、令和元年度までに修了したものに限る。

**２　対象者および修了すべき研修時間**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 中核リーダー | 専門リーダー | 若手リーダー  |
| 教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修 | **６０時間以上** | **６０時間以上** | **１５時間以上** |
|  | うちマネジメント研修 | １５時間以上の受講が必須（※１） | 算定可能（※２） | 算定可能（※３） |
|  | うち園内研修※４ | １５時間以内可 | １５時間以内可 | ４時間以内可 |

※１ マネジメント分野の研修とは、カリキュラム・マネジメント、組織マネジメント、他機関との連携、リーダーシップ、人材育成・研修、働きやすい環境作りなど、園の円滑な運営、教育・保育の質を高めるために必要なマネジメント及びリーダーシップの能力を身につけるために必要な研修をいう。

※２ 保育士等キャリアアップ研修のマネジメント研修については、令和３年度までに修了したものに限り対象。

※３ 保育士等キャリアアップ研修のマネジメント研修については、令和元年度までに修了したものに限り対象。

※４ 園内研修は、以下の要件を満たすものとする。

　　・研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると上記１（１）、（２）若しくは（４）が認める者又は（３）に属する者を講師として行うものであること。

・研修の目的及び内容が明確に設定されていること。

　　　　・研修受講者が明確に特定されており、各園において研修修了の証明が可能であること。

　　　　※加算認定自治体において、研修講師や研修内容等についてあらかじめ認定しない。

**３　研修修了要件の確認方法**

各園の園長は、研修の内容等を個人からの証拠書類により確認の上、研修受講履歴確認表（別

表）を作成する。処遇改善等加算Ⅱの申請時に加算認定自治体へ提出することは不要。

※ただし、新たに処遇改善等加算Ⅱの適用を受ける園及び処遇改善等加算Ⅱの申請を計画書で

対応する園については、処遇改善等加算Ⅱの申請時に研修受講履歴確認表（別表）を添付し、

加算認定自治体に提出すること。

※ 原則、証拠書類の添付は不要であるが、必要に応じて研修受講履歴確認表（別表）及び以

下の証拠書類の提出を求めることがあるため、園及び個人で適切に管理すること。

【研修修了を証する書類例】

・ 保育士等キャリアアップ研修修了証

・ 教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」または「改正法附則第２条第３項

第３号の確認証明書」

・ 教育委員会が発行する上位の免許状（例：一種免許状）

・ 大学等が発行する「更新講習修了書（履修証明書）」

・ 大学等が発行する「学力に関する証明書」

・ 管理簿

「保育士等キャリアアップ研修ハンドブック」（全国保育士会編）

「研修ハンドブック」（（公財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構／監修） など

※証明書が発行されない研修等、上記書類による証明が困難な場合、研修資料、研修

レポート、復命書等による証明。

**４　研修修了要件の適用時期について**

加算対象職員は、処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善を受ける月の前月までに下記研修時間を修了する必要がある。

　（１）中核リーダー、専門リーダー

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 上記２の修了すべき研修時間 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度以降 |
| １５時間以上 | ３０時間以上 | ４５時間以上 | ６０時間以上 |

　※中核リーダーは令和８年度にはマネジメント分野の研修修了が必須

（２）若手リーダー

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 上記２の修了すべき研修時間 | 令和５年度 | 令和６年度以降 |
| 適用なし | １５時間以上 |

**５　その他**

（１）研修時間数として休憩時間は除くため、研修受講一覧や管理簿を記載する際は、休憩時間を

除いて記載すること。

（２）前年度以前に、他の加算認定自治体で研修修了要件が認められた研修分野については、個人の管理のもと、原則としてその認定を引き継ぐものとする。

（３）この要領は国通知・ＦＡＱ等の改訂等により変更する場合がある。

附　則

この要領は、令和５年（2023 年）３月 31 日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年（2023 年）９月 15 日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年（2024 年）４月 12 日から施行する。